

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、県税の納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明する書類又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみ<u>の</u>コピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）<u>と</u>すること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書を提出するものとする。</p> <p>4～5 「略」</p> <p>第5条 「略」</p> <p>(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合交付金交付等要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、<u>花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領、</u>高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>(2)～(11) 「略」</p> <p>第6条～第8条 「略」</p> <p>第9条 規則第10条第1項の規定による遂行状況報告<u>について、知事から求めがあった場合は、</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、県税の納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明する書類又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）<u>、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等</u>すること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書を提出するものとする。</p> <p>4～5 「略」</p> <p>第5条 「略」</p> <p>(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合交付金交付等要綱、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>(2)～(11) 「略」</p> <p>第6条～第8条 「略」</p> <p>第9条 規則第10条第1項の規定による<u>補助事業等の</u>遂行状況<u>の報告の様式は、</u>別記第4号様</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別記第4号様式の遂行状況報告書を提出しなければならない。

第10条～第15条 「略」

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦  
略」に沿った県内発注に努めるものとする。

第17条 「略」

附則

「略」

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
			区分	取扱基準	
01～02 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
03 「若齢の少ない森林への転換促進」	市町村、森林組合等、森林整備法人等及び森林法第14条第1項に規定する森林株式会社を相手とし、同条第5項の規定による認定を受ける能力を有する事業者	植替活動金 「若齢の少ない森林への転換促進」を目的とし、森林所有者への伐採・植替等の森林管理の委託に伴う働きかけを行い、若齢の少ない森林の森林管理の委託を受けるための経費	1 スズメノミドリ伐採位置点区域のうち、森林経営計画における主体的に計画されていない森林であること 2 1の対象森林において、森林経営計画を策定・変更し、若齢の少ない苗木等による植替を計画すること。ただし、交付金交付後後に経営計画を策定・変更する場合は、森林所有者が伐採後に若齢の少ない苗木等による植替を実施する一歩前となる森林経営計画が実施されるまでの間資金を徴収すること。 （若齢の少ない苗木とは、「スズメノミドリ伐採位置点区域」に策定される若齢の少ない苗木（かつ当該苗木はコンシ事業を除く）を指す。）	定額 55万円/ha	
		植替促進費 「若齢の少ない森林」において、若齢の少ない苗木等による植替を行うための経費	1 植替活動によって森林所有者に同意が得られ、若齢の少ない苗木等による植替の対象となる森林の伐採を行うもの。 2 本表の「03 若齢の少ない森林への転換促進」の「若齢の少ない森林への転換促進」の植替活動金と同様に実施するものとし、植替促進費の申請はできないものとする。	定額 4) 若齢の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合 55万円/ha	

式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに1部  
を提出しなければならない。

第10条～第15条 「略」

「新設」

第16条 「略」

附則

「略」

「新設」

別表第1（第2条、第3条、第8条関係）

メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
			区分	取扱基準	
01～02 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別表第2(第5条－第7条関係) 「略」

別表第2(第5条－第7条関係) 「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

別表第3(第5条関係)

施設等		転用制限基準	
		転用制限期間	交付金返還範囲内容
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」
03 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	「略」	表裏の「01 体質強化・市粉削減」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。 表裏の「01 体質強化・市粉削減」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。

別表第4 「略」

別記

第1号様式(第4条関係)

「略」

1 「略」

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	事業区分 (メニュー)及び 事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
03 花粉の少ない森林への転換促進	植替活動金 植替促進費  (計)					
「略」						

「略」

別表第3(第5条関係)

施設等		転用制限基準	
		転用制限期間	交付金返還範囲内容
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)

別表第4

別記

第1号様式(第4条関係)

「略」

1 「略」

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	事業区分 (メニュー)及び 事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
(新設)	(新設)					
	(新設)					
	(新設)					
「略」						

「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

(2) 事業計画

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考	
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手	完成		
											(予定) 年月日	(予定) 年月日		
01~02 (略)	(略)						(略)	(略)	(略)	(略)				
03 間伐材の少ない森林への転換促進の支援	補助金													
	補助金													
	(略)													

(注) 1 間伐材生産、低コスト再造林対策及び花粉の少ない森林への転換促進の支援については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。

2~3 (略)

3~4 「略」

5 添付書類

(1)~(3) 「略」

(4) 県税事務所が発行する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみ~~の~~コピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）とすること。）

第2号様式（第5条関係）～第3号様式（第8条関係） 「略」

(2) 事業計画

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考	
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手	完成		
											(予定) 年月日	(予定) 年月日		
01~02 (略)	(略)						(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)													
	(略)													
	(略)													

(注) 1 間伐材生産及び低コスト再造林対策については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。

2~3 (略)

3~4 「略」

5 添付資料

(1)~(3) 「略」

(4) 県税事務所が発行する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）

第2号様式（第5条関係）～第3号様式（第8条関係） 「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙第4号様式（第9条関係）

「略」

(令和 年 月 日現在)

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	区 分	事業実施 主 体	施行箇所 (路線名)	計 画		出来高		進捗率 (B)/(A)
				事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
01~02 「略」	「略」							
03 花粉の少ない 森林への転換促進				植替活動金				
				植替促進費				
				(計)				
「略」								

「略」

第5号様式（第10条関係）

「略」

1 補助事業の成績

(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
03 花粉の少ない森林へ の転換促進					
「略」					

「略」

別紙第4号様式（第9条関係）

「略」

(令和 年 月 日現在)

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	区 分	事業実施 主 体	施行箇所 (路線名)	計 画		出来高		進捗率 (B)/(A)
				事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
01~02 「略」	「略」							
(新設)				(新設)				
				(新設)				
				(新設)				
「略」								

「略」

第5号様式（第10条関係）

「略」

1 補助事業の成績

(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備 考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
01 体質強化・花粉削減	円	円	円	円	
(新設)					
「略」					

「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

(2) 事業実績

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 年月日	完成 年月日	
01~02 「略」	「略」						「略」	「略」	「略」				
03 花粉の少ない森林への転換促進 支援	花粉の少ない森林への転換促進 支援							植替活動金					
								植替促進費					
								「略」					

(注) 1 間伐材生産、低コスト再造林対策及び花粉の少ない森林への転換促進の支援については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。

2~3 「略」

2 「略」

3 収支精算

(1) 「略」

(2) 支 出

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差 引 き 増 減 (C)	備 考
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」	
03 花粉の少ない森林への 転換促進	植替活動金			
		植替促進費		
		「略」		
計				

「略」

(3) 収支精算

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 領 県補助金額	差 引 き 県 補 助 金 未 受 領 ( 返 還 ) 額					
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」					
							2~3 「略」				
							「略」				
03 花粉の少ない森林への 転換促進	植替活動金	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」					
							植替促進費				
							計				

「略」

(2) 事業実績

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備 考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 年月日	完成 年月日	
01~02 「略」	「略」						「略」	「略」	「略」				
(新設)	(新設)							(新設)					
								(新設)					
								(新設)					
計													

(注) 1 間伐材生産及び低コスト再造林対策については、箇所ごとに、路網の整備については、路線ごとに、それぞれ記入してください。

2~3

2 「略」

3 収支精算

(1) 「略」

(2) 支 出

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差 引 き 増 減 (C)	備 考
01~02 「略」	「略」	「略」	「略」	
(新設)	(新設)			
		(新設)		
		(新設)		
計				

「略」

(3) 収支精算

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 領 県補助金額	差 引 き 県 補 助 金 未 受 領 ( 返 還 ) 額					
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」					
							「略」				
							2~3 「略」				
02 「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」					
							(新設)				
							(新設)				
計											

「略」

新旧対照表

新	旧
<p>4 添付書類</p> <p><u>【別表1の01及び02の事業の場合】</u></p> <p>(1)～(4) 「略」</p> <p><u>【別表1の03の事業の場合】</u></p> <p>(1) <u>実施面積が分かる資料（実測図または「伐採及び伐採後の造林の届出書」等の写し）</u></p> <p>(2) <u>森林経営計画及び森林所有者が本事業に同意したことが分かる資料の写し（やむを得ず伐採後に経営計画を策定・変更する場合は、森林所有者と交わした伐採後に花粉の少ない苗木等による植替促進を行うことが分かる森林経営計画対象森林にする旨の同意書及び市町村に提出した「伐採及び伐採後の造林の届出書」若しくは、「適合（確認）通知書」又は「保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書」の写しを付すこと）</u></p> <p>(3) <u>植替促進費を活用して申請箇所を花粉の少ない苗木等による植え替えを行う場合は、森林所有者からその旨の同意を得ていることが確認できる書面</u></p> <p>(4) <u>伐採方法が分かる作業写真</u></p> <p>(5) <u>植替促進費の補助率②の場合、伐採地の中心から集積地（山土場等）までの距離が分かる資料</u></p> <p>第6号様式（第10条関係）～第7号様式（第11条関係） 「略」</p>	<p>4 添付書類</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(1)～(4) 「略」</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第6号様式（第10条関係）～第7号様式（第11条関係） 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

第8号様式（第12条関係）

「略」

「略」

「略」

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金繰越承認申請書

「略」

記

1 「略」

2 1のうち交付金額 円

3～7 「略」

「略」

第8号様式（第12条関係）

「略」

「略」

「略」

令和 年度高知県木材安定供給推進事業費補助金繰越承認申請書

「略」

記

1 「略」

2 1のうち交付金額 円 （国費 円）

3～7 「略」

「略」

令和 年度 事業変更計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
事業費 0.3 花粉の少ない 森林への転換促進	植栽活動金				
	植栽促進費				
	小計				
「略」					

「略」

(2) 「略」

2～3 「略」

令和 年度 事業変更計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括 (上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
事業費 0.1 体質強化・花 粉削減	円	円	円	円	
事業費 0.4 間伐材生産	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
計					

「略」

(2) 「略」

2～3 「略」



新旧対照表

新	旧
---	---

令和 年度 事業支出決算見込み書

区 分	予 算 額				年度内支出決算見込額				翌年度繰越見込額				不要見込額			
	単補助金	自己負担金	その他	計	単補助金	自己負担金	その他	計	単補助金	自己負担金	その他	計	単補助金	自己負担金	その他	計
「略」																
01～02 「略」 自主 委託の支 払い金等への配 当金 経費戻金 「計」																
合計																

繰越理由書 「略」

第9号様式（第13条関係） 「略」

別紙1 「略」

別紙2（直接補助）

誓約書兼同意書

1～2 「略」

3 植替促進費を活用して申請箇所の花粉の少ない苗木等による植え替えを行う場合は、森林所有者からその旨の同意を得ていることが確認できる書面を作成し、適正な経理処理を行う旨誓約いたします。

「略」

令和 年度 事業支出決算見込み書

区 分	予 算 額				年度内支出決算見込額				翌年度繰越見込額				不要見込額			
	単補助金	自己負担金	その他	計	単補助金	自己負担金	その他	計	単補助金	自己負担金	その他	計	単補助金	自己負担金	その他	計
「略」																
01～02 「略」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」																
合計																

繰越理由書 「略」

第9号様式（第13条関係） 「略」

別紙1 「略」

別紙2（直接補助）

誓約書兼同意書

1～2 「略」

（新設）

「略」

新旧対照表

新	旧
<p>別紙3（間接補助用）</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>1～2 「略」</p> <p><u>3 植替促進費を活用して申請箇所の花粉の少ない苗木等による植え替えを行う場合は、森林所有者からその旨の同意を得ていることが確認できる書面を作成し、適正な経理処理を行う旨誓約いたします。</u></p> <p>「略」</p>	<p>別紙3（間接補助用）</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>1～2 「略」</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>「略」</p>
<p>別紙4～別紙7 「略」</p>	<p>別紙4～別紙7 「略」</p>